

動物の愛護及び管理に関する法律に係る環境省令に規定する事項の概要
(飼養管理基準に係るもの)

(1) 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項【基準省令第2条第1号及び第3条第1号】

●運動スペース分離型（ケージ飼育等）の基準

＜寝床や休息場所となるケージ＞

- ・ 犬：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の2倍とする。
- ・ 猫：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の3倍とする（棚を設け2段以上の構造とする）。
- ・ 複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さの合計面積を確保する。

＜運動スペース＞

- ・ 一体型の基準（後述）と同一以上の広さを有する運動スペースを確保し、1日3時間以上運動スペースに出し運動させることを義務付ける。※第7号で規定
- ・ 運動スペースは、常時運動に利用可能な状態で維持管理することを義務付ける。

●運動スペース一体型（平飼い等）の基準

- ・ 犬：分離型のケージサイズの床面積の6倍×高さ体高の2倍とする。複数飼養する場合は、分離型のケージサイズの3倍×頭数分の床面積を確保する。
- ・ 猫：分離型のケージサイズの床面積の2倍×高さ体高の4倍とする（2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする）。複数飼養する場合は、分離型のケージサイズ×頭数分の床面積を確保する。
- ・ 繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保する（親子以外の個体の同居は不可とする）。

●ケージ等の構造等

- ・ 金網の床材としての使用を禁止する（四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く）。ケージ等及び訓練場に錆（サビ）、割れ、破れ等の破損がないことを義務付ける。

(2) 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項【基準省令第2条第2号及び第3条第2号】

- ・ 犬：1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭までとする。
- ・ 猫：1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭までとする。
いずれも、親と同居している子犬・子猫は頭数に含めないこととする。
- ・ 犬と猫の双方を飼養する場合は、上記を踏まえ、それぞれの飼養頭数の上限を設定する（例えば、販売犬が10頭の場合、販売猫は15頭、計25頭までとする）。

(3) 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項【基準省令第2条第3号及び第3条第3号】

- ・ 動物の健康に支障が出るおそれがある状態（寒冷時や高温時に動物に発現する状態）の禁止、温度・湿度計の設置を義務付ける。
- ・ 臭気により環境を損なわないように清潔を保つことを義務付ける。
- ・ 自然光や照明による日照サイクルの確保を義務付ける。

(4) 動物の疾病等に係る措置に関する事項【基準省令第2条第4号及び第3条第4号】

- ・ 定期的な（年1回）獣医師の健康診断を義務付ける。
※繁殖個体等の1年以上飼養する個体を対象とする。
※繁殖個体においては、雌雄ともに繁殖に関する診断を受けることを義務付ける。

(5) 動物の展示又は輸送の方法に関する事項【基準省令第2条第5号及び第3条第5号】

- ・ 長時間連続して展示を行う場合には休息ができる設備に自由に移動することが可能となる状態を確保することを義務付ける。ただし、上記の状態を確保できない場合は、6時間おきに休憩（展示を行わない時間）を設けることを義務付ける。
- ・ 輸送後2日間以上その状態を観察することを義務付ける。

(6) 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項【基準省令第2条第6号及び第3条第6号】

- ・ 犬：生涯出産回数は6回までとする。
かつ、メスの交配は6歳まで（満7歳未満）とする。
ただし、満7歳時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配は7歳まで（満8歳未満）とする。
- ・ 猫：メスの交配は6歳まで（満7歳未満）とする。
- ・ ただし、満7歳時点で生涯出産回数が10回未満の場合は、7歳まで（満8歳未満）とする。
- ・ 年齢や出産回数にかかわらず、繁殖に適さない個体は交配を認めない。

- ・ 必要に応じて獣医師等による診療や助言を受けることを義務付ける。帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、実施した獣医師による出生証明書と母体の状態に関する診断書（次回の繁殖に対する指導・助言）の交付を受けることを義務付ける。

（７） その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（動物の管理に関する事項）【基準省令第２条第６号及び第３条第６号】

- ・ 不適切な被毛、爪等の状態を直接的に禁止する。
（被毛に糞尿等が固着した状態、毛玉で覆われた状態、爪が伸びたまま放置されている状態等）
- ・ 人とのふれあいの実施（散歩や遊具を用いた活動等）を義務付ける。
- ・ 分離型の場合は、１日３時間以上、一体型の基準と同一以上の広さを有する運動スペース等に出し運動させることを義務付ける。
- ・ 清潔な給水の確保を義務付ける。